

# 茨城の教育

茨城県高等学校  
教職員組合  
水戸市平須町 1-93  
Tel. 029-305-3075  
Fax 029-305-3317  
iba-kou@mito.ne.jp

## 全ての教職員の賃金引き上げを

### 人事委員会勧告を受けて、交渉しています

10月16日(月)、教職員も含む県職員の賃金や労働条件に大きな影響を及ぼす茨城県人事委員会勧告が公表されました。勧告を踏まえ、茨高教組も参加する地公労は11月1日から県当局との交渉にとりこんでいます。

高校と特別支援学校では2年前の給料表改定以降、給料が上がりず現給保障を受けている教職員が約 29 %にのぼります。受給額は全職種平均で約 4,900 円、最高額は教育職 13,600 円、行政職 14,144 円のため、3年前の勧告通り現給保障が今年度末で終了すると賃下げになるケースも生じます。現給保障の取扱いも大きな交渉課題です。

### 賃金引き上げ勧告

- ① 公民較差に基づく改定率0.13%で、若年層1000円、再任用者も含め高齢層400円の賃金引き上げ。
- ② 民間の平均を4.41月と認定し、ボーナスを4.30月から4.40月に0.10月引き上げ。

### 退職金について

退職手当については、「国の動向等を注視しながら、その見直しについて検討する必要がある」と勧告しました。人事院は、2017年4月19日に国家公務員の退職手当が民間より78万1000円上回っていると、公務員の退職給付水準を民間並みに引き下げよう求める意見書を政府に提出しました。

その後、政府は退職手当法の改正を検討

していますが、臨時国会冒頭で突然、衆議院が解散されたため、国家公務員の退職手当引き下げについては国会での決着がついていません。県人事委員会の勧告はありましたが、今年から退職手当が引き下げられるかどうかは不透明です。

### 長時間労働改善にむけて勧告

- ① 長時間労働の是正の取り組みの必要性を勧告しています。勧告文では、「恒常的に長時間の時間外勤務を行わざるを得ない場合にあっては、業務量に応じた要員が確保される必要がある」と記述し、人員増にも触れています。
- ② 心の健康づくりの必要性を記述し、

ストレスチェック活用を勧告しました。長時間労働を解消し、パワハラの職場環境を改善することは人事委員会でも大きな課題になっています。各職場でも、二つの課題については具体的改善点を検討し、具体化する必要があります。

### 臨時教職員の制度変更

今年の人事委員会勧告では、会計年度任用職員制度の導入が勧告されました。これは、平成32年4月に改正法の施行をめざすというもので、臨時職員を会計年度の1年単位で雇用するというものです。茨城県の場合、これまでは4月1日から3月27日までの採用で、空白の4日間がありました。会計年度任用職員制度が導

入されると、空白の4日間はなくなります。採用の継続については組合交渉の課題になってきます。組合としても、今後はこの制度についての検討を深め、県教委交渉に取り組んでいきます。

### 年内の地公労妥結なし？

今年度の地公労は11月22日が妥結予定日です。ただし、臨時国会の冒頭解散によって、8月の人事院勧告は閣議決定されず、国会の審議が全くなされていません。今後、人事院勧告の閣議決定と国会成立が遅れた場合、2年前と同じように地公労の妥結は先送りになる恐れがあります。こうした面からも安倍首相の突然の国会解散と国会軽視の姿勢が、私たちの労働条件にも大きな影響を及ぼしています。



### 全国統一署名に協力を

「安倍政権NO！ 憲法を生かす全国統一署名」にご協力をお願いします。

今年5月3日、安倍首相の「新たに憲法9条に自衛隊の存在を書き込む」「2020年に新憲法施行をめざす」発言の後は、北朝鮮の核・ミサイル実験の「北風」を利用した「国難突破解散」。見せかけの自民大勝によって、憲法を守るべき国家権力による上らの憲法「改正」が推進されようとしています。

こんにちは、全教共済です！

全国の教職員の助けあいの輪の中にあなたも入りませんか

全教共済は教職員を守る「3つの運動」をすすめています

2017年度 秋募集

申込締切11/30です！

私たちの組合が加盟している全日本教職員組合は、共済事業も行っています。総合共済、教職員賠償責任共済、くらしの賠償責任共済、火災共済など通年募集のものもありますが、この秋は、生命共済、医療共済、新傷害共済の募集中です。詳細はチラシをご覧ください。組合加入と共に、共済の加入も考えてみて下さい。

## 非常勤嘱託員の任用期間の延長を



### 県教委と交渉しました

### 現業労組

8月28日、現業職員(用務員、調理員、介護員、作業員、運転手、船舶員)の勤務条件や人事制度等について県教委交渉を行いました。主な課題について報告します。

#### 非常勤嘱託員の任用期間の延長を！

今年度、県立学校で働く現業職の非常勤嘱託員(以下、嘱託員)は377名で、その任用期間は取扱要領で「原則通算5年限度」とされています。組合は、培われた経験を学校運営に活かし教育条件向上につなげる観点から10年に延長するよう要求しました。これに対し県教委は「知事部局も5年としているので困難」との回答に終始しました。

一方、県教委は「知事部局には現業職の嘱託員は少ない」と発言しており、知事部局と足並みをそろえる根拠がないことを自ら公言しています。また、「5年超え、又は、70歳超えの採用」における協議件数が昨年度42件にのぼっていることから、5年の縛りが現場実態に合っていないことが浮き彫りになっています。

#### 嘱託員の休暇制度の改善を！

取扱要領では、第1種嘱託員(一週間の勤務日及び勤務時間がそれぞれ4日及び29時間を下らない嘱託員)については夏季休暇を付与し、年休の時間単位での取得を可能としています。組合は、第2種嘱託員(第1種以外の職員)にも適用するよう要求しました。これについても県教委は知事部局との均衡を理由に困難と回答しました。

「取扱要領は県教委の判断で改正できるはず」との組合の指摘に対して、県教委は取扱要領の策定過程を確認し結果を回答する旨約束しました。一方、県教委は夏季休暇について「週2.5日勤務の方に夏休みを与えるのはどうかと思う」と発言したため、組合は「適用する休暇や制度の運用は再任用短時間勤務職員の場合と同様に考えるべき」と強く指摘し、これを受けて県教委は「要望として承ります」と失言を取り下げました。

#### ルールに則してB欄は削除を！「希望調査書」の改善を！

「異動に関する希望調査書(行政職員等)」には「現在校、又は、異動」の希望を記入するA欄の他、「現在校にいたいがもし異動するとすれば」として職場名を記入させるB欄があり、A欄で現在校を希望した職員に対して「現在校に3年以上在職する者は、B欄の該当箇所に記入すること」との指示が記載されています。

現業職員の異動ルールでは配置換えの対象者要件を「55歳未満・新規採用以降同一校15年以上在職」や「55歳未満・同一校20年以上在職」と定めています。組合はこのルールに則し職員の意味が尊重される「希望調査書」となるようB欄の削除、希望調査書の改善を要求しています。昨秋、県教委はB欄に係る指示表現を「必ず記入すること」から「記入すること」に修正しましたが、ルールに則した運用改善には程遠い対応でした。

今回交渉での県教委回答は「希望調査書の見直しは考えていない」です。しかし、昨年9月交渉時の「B欄記入に係る除外規定の設定が可能かどうか研究する」との考えに変わりがないこと、県教委は校長に「B欄が未記入でも受理すること」「未記入でも白紙委任ではない」と説明していること、の2点について確認をしました。引き続きルールに則した運用改善を求めていきます。

#### 再任用選考申込書の改善について

現業職員の場合、再任用一年目も定年退職した職場で勤務することができます。組合は「再任用選考申込書(行政等職員用)」の備考欄に定年退職時の職場も希望できる旨明記することを要求しました。県教委回答は「要望として伺う」「引き続き検討する」で昨年9月と同水準の内容でした。

## 「年休繰り越し」一步前進回答

### 県教委と交渉しました

### 臨時教職員部

9月15日、県教育委員会と臨時教職員の勤務条件交渉を行いました。臨教部はこれまで数年に亘り、年休の残日数を次年度に繰り越しできるようにすること、介護休暇の日数を拡大すること、引き続き次年度任用する際の身体検査書提出に係る負担軽減を重点課題と考え、交渉を続けています。

今回、年休の繰り越しについて、「今後、調査・研究したい」との回答を得ました。この回答は、これまでより一步踏み込んだ「前向きなもの」と捉えています。2020年度に施行される改正地公法及び改正地自法では、臨時教職員の任用制度が大きく変わり、休暇の適用も変わる可能性があります。今後はこれらの動向に注目しつつ、年休繰り越し実現に向け、県教委と意見を交えながら、要求を続けていきたいと思えます。

#### 介護休暇の日数拡大を！

介護休暇の日数拡大については「補充の補充」はできないとの理由から、「困難」との回答でした。現在、臨時教職員は年に5日間の休暇(有給)は取れますが、90日間の休暇(無給)は適用されていません。介護の実態や介護離職を防ぐ観点から考えると、十分とは言えないと考えています。補充の必要性を生じない形での介護休暇制度としては、すでに運用が開始されている「介護時間休暇」があり、この制度の臨時教職員への適用も含め、柔軟な対応を求めていきたいと思えます。

#### 「身体検査書」提出は負担軽減を！

県教委は臨時教職員を引き続き次年度任用する場合でも、3/27の任用満了を理由に継続任用ではなく再度の新規採用であると説明しています。そのため、労働安全衛生規則第43条(雇入時の健康診断)を根拠に身体検査書の提出(3月下旬)を義務付け、3か月以内の健康診断書であればそれに替えても良いとしています。

しかし、2014年から社会保険が継続されるようになった経過を踏まえれば、「実質的に任用は継続している」と捉えることがより自然な解釈ではないでしょうか。また、「3か月以内」=1~3月の時期に定期健診を受けている方は少ないと予想されることから、再任用職員の選考申込みのように「1年以内に行われた健康診断又は人間ドックの写し」であれば、多くの方が定期健診の結果を代用できるはずで、繁忙期の年度末に少しでも負担が軽減されるよう、更に要求していきたいと思えます。

第47回  
**歴史教育者協議会**  
関東ブロック研究集会  
in 茨城

期日  
2017  
12/23(土)  
24(日)

会場  
筑波学院大学  
つくばエクスプレス  
つくば駅から徒歩7分

大会テーマ  
子ども・地域ともこころ  
歴史教育・社会科教育

12月に、筑波学院大学を会場に、「歴教協」の関東ブロック研究集会が開催されます。「歴教協」は小学校から大学まで、歴史に限らず社会科全体を範囲とする教育実践と研究の民間団体です。茨城を含む全国に支部があります。事前申込不要、詳細はネットで検索を。